

デイサービスいがしま 運営規程

(共用型認知症対応型通所介護)

第1条 (事業の目的)

この運営規程は、一般社団法人いがしまが設置するデイサービスいがしま (以下「事業所」という。) が

行う、要介護状態又は要支援状態で、認知症の状態にある者に対し提供する共用型認知症対応型通

称介護 (以下「サービス」という。) の円滑な運営とサービスの提供を目的とする。

第2条 (基本方針)

事業所の介護従事者は、サービス提供にあたり、利用者が家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事

などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力の

応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするものとする。

第3条 (運営方針)

1 事業の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的

な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴及び排泄等の介護その他日常生活上の支援及び

機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持及び

向上に努める。

2 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家

庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3 事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的な

サービスの提供に努めるものとする。

4 提供する事業の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果

を公表し、常に改善を図る。

5 事業の実施にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止などの為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置をこうじるものとする。

6 指定認知症対応型通所介護(指定予防認知症対応型通所介護)を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第4条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所の名称 デイサービス いがしま

事業所の場所 沖縄県名護市久志192番地

第5条（従業員の職種、員数及び職務内容）

1 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 施設長 1名（常勤、管理者兼務）

事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行う。

(2) 管理者 1名（兼務）

管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行う。

(3) 計画作成担当者 1名（常勤）

計画作成担当者はサービス・介護予防計画の作成を担当する。

(4) 介護従事者 7名以上

介護従事者はサービスを提供するにあたり、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 午前8時30分～18時00分

(3) サービス提供時間 午前9時00分～午後17時10分

第7条（利用定員）

サービスの利用定員は3人とする。

第8条（事業内容）

1 事業内容は次のとおりとする。

(1) 送迎支援

サービス利用日の朝夕の自宅と事業所間の送迎を行なう

(2) 日常生活の援助

日常生活動作に応じて必要な介助を行う。

(3) 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

(4) 活動及び機能訓練

①各利用者の個性に合わせた活動を行なう。

②利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の機能訓練を行う。

(5) 食事支援

- ①食事を希望する利用者に対して食事を提供する
- ②食事に必要な介助を行なう

(6) 入浴支援

- ①入浴を希望する利用者に対して入浴または清拭を提供する
- ②衣服の着脱、身体の清拭、洗髪の介助

(7) 排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行い、排泄の自立についても適切な援助を行う。

第9条（サービス計画）

1 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並び

に家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成す

るための具体的なサービスの内容等記載したサービス計画（以下「介護計画」という。）を個別に

作成する。

2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者

の多様な活動の確保に努める。

3 介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者等に対して説明し、利用者の同意を得る。

4 介護計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付する。

5 利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

6 介護計画の作成後においても、常にその実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じてこれを変更する。

7 介護計画の目標及び内容については、利用者等に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

第10条（利用料その他の費用の額）

1 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 事業所が提供するサービスの利用料は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準によ

るものとし、介護サービス給付費の1割～3割の相当額、並びに居室料、食材料費、光熱水費

及び共益費その他所定の日用品費を合計した額とする。

※代金は下記の表の通りとする。

一日の利用料金							
介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用単位	498	526	539	558	577	596	617

その他の利用料金				
内容	入浴	食事	おやつ代	延長料金
利用料金	40単位	400円	100円	550円/30分

3 費用を変更する場合は、あらかじめ文書にて説明を行い同意を得る。

4 前各項の利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用を区別して記載した領収書を交付する。

第11条（入居にあたっての留意事項）（通所にあたっての留意事項）

1 サービスの対象は、要介護状態であって、認知症の状態にあるもので、通所及び少人数による

共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
- (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。

2 利用に当たって次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用の取り消し・中止の際は従業員へ届け出ること。
- (2) 原則として喫煙・飲酒は禁止とする。
- (3) 施設内での面会時間は、午前8時から21時までとする。
- (4) 延長を希望する場合は、予め担当者に連絡すること
- (5) 承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないこと。

3 利用に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

第12条（緊急時における対応方法）

1 職員はサービス提供中に利用者の心身に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医へ連絡し必要な処置を講ずるとともに、管理者及び家族に連絡しなければならない。

2 サービスの提供中に事故が発生した場合は、必要な緊急的処置を講ずるとともに、速やかに管理者及び当該利用者の家族等に連絡しなければならない。ただし、生命等の危険等の緊急性があると判断される場合は、消防との連携を優先して必要な処置及び救急車等の手

配を行ない、その後速やかに管理者及び家族へ連絡し連携をとるものとする。また、その事故の状況及び事故に際してとった処置等を記録し、速やかに市町村に事故報告書を提出する。

3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

第13条（非常災害対策）

1 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、代表者、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第14条（身体拘束等の禁止）

1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない

場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 前項の規定による身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみその条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

4 事業所は身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束などの適正化の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行う事ができるものとする)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知を図るものとする。

(2) 身体拘束などの適正化の為の指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束などの適正化の為の研修を定期的実施する。

第15条（虐待防止に関する事項）

1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は、その発生を防止する為次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第16条（衛生管理）

1 事業所は、利用者の使用する施設及び、食器やその他の介護サービスに使用する備品等は清潔に保持する為、日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に努めなければならない。

2 飲食に供する水及び食材等について、衛生的な管理に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

(1) 事業所は感染症及び蔓延防止のために対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に開催する。

第17条（苦情処理）

1 サービスの提供に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる

2 サービス提供に係る利用者等からの苦情を受付けた場合は、当該苦情の内容を記録する。

3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 提出したサービスに係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う

介護保険法第176条の調査においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第18条（個人情報保護）

利用者の個人情報を含む介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

第19条（秘密保持）

事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

第20条（運営推進会議）

1 介護サービスが地域に密着し地域に開かれたものにするため、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、行政職員、地域住民の代表者、事業所職員、知見人とする。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、意見交換、交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第21条（記録の整備）

1 事業所は職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し契約終了から5年間保存する。

第22条（その他の運営に関する重要事項）

1 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設ける。また、業務体制を整備する。

2 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、あらかじめ文章により得ておくものとする。

3 介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者申込書及びその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込の同意を得る。

4 事業所は、介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する保険証等によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。

5 事業所は前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して事業を提供するものとする。

6 介護サービスの提供を受けている利用者が、正当な理由なしに介護サービスの利用に関する指示に従わない事により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付しての旨を市町村に通知するものとする。

7 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は一般社団法人いがしまと事業所の代表者、管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規定は令和3年10月1日から施行する

2. この規定は令和5年2月1日から施行する。